

新地方公会計制度に対応した財務諸表４表の公表について

令和４年３月

１ 新地方公会計制度の概要と本市の取組

平成１８年６月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられました。

本市においても、平成２０年度決算から「総務省方式改訂モデル」により財務書類４表の作成を行ってきました。この財務書類４表とは、発生主義・複式簿記の考え方に基づいた、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書（損益計算書）、純資産変動計算書、資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）の４表です。これまでの単年度予算主義による現金主義及び単式簿記では把握しきれなかった、資産・負債等の「ストック情報」や行政サービスを提供するために発生する費用の「コスト情報」等が、この財務書類４表を作成することで把握できるようになっています。

また、一般会計に加え、公営事業会計や第三セクター等を繋げた全体・連結財務書類を作成しており、本市に係る全体の財政構造やそれらの健全性についての把握も行っております。

平成２８年度決算からは、国の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成２７年１月）」に基づき、財務書類を作成しています。

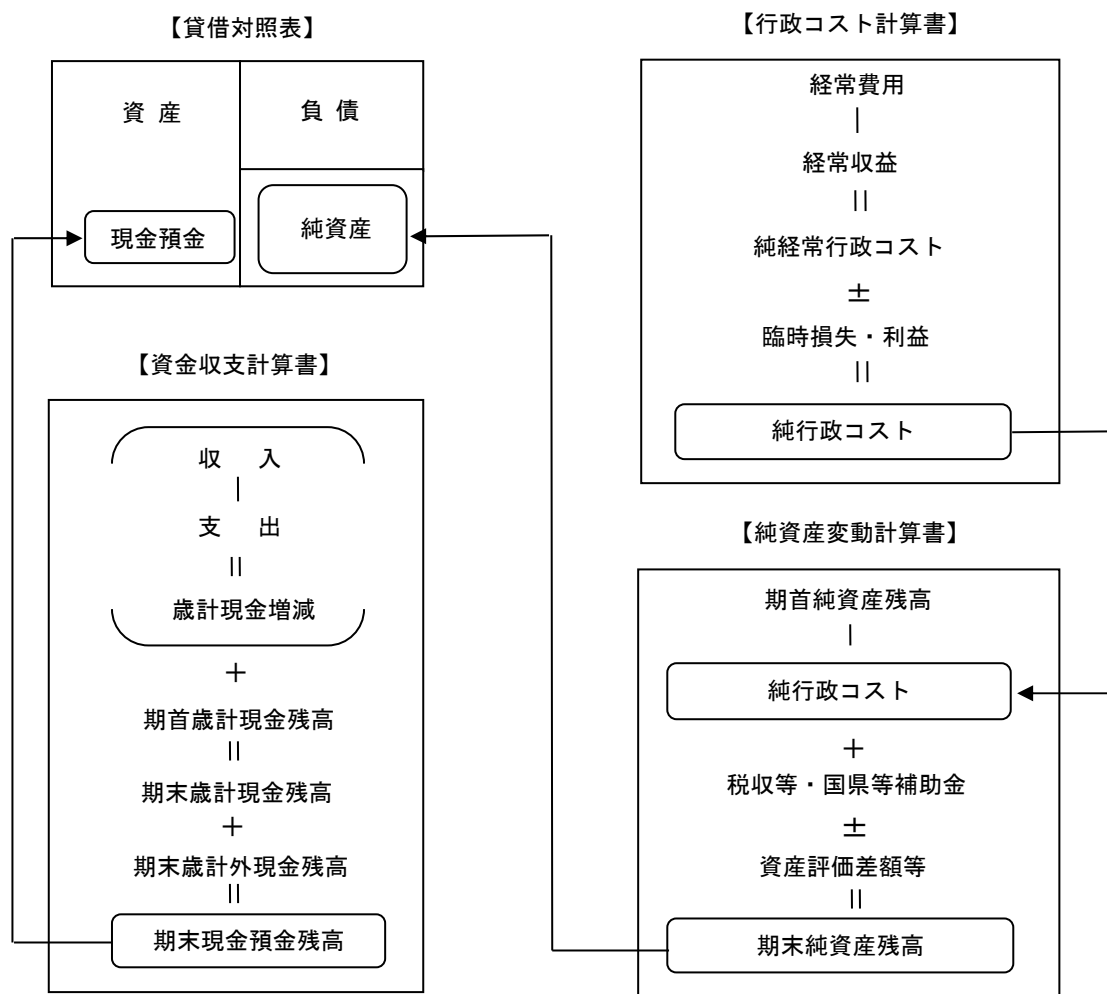
２ 財務書類作成方式の変更

平成２８年度決算からの財務書類作成方式として用いた「統一的な基準」は従来の方式である「総務省方式改訂モデル」とは、次のとおり違いがあります。

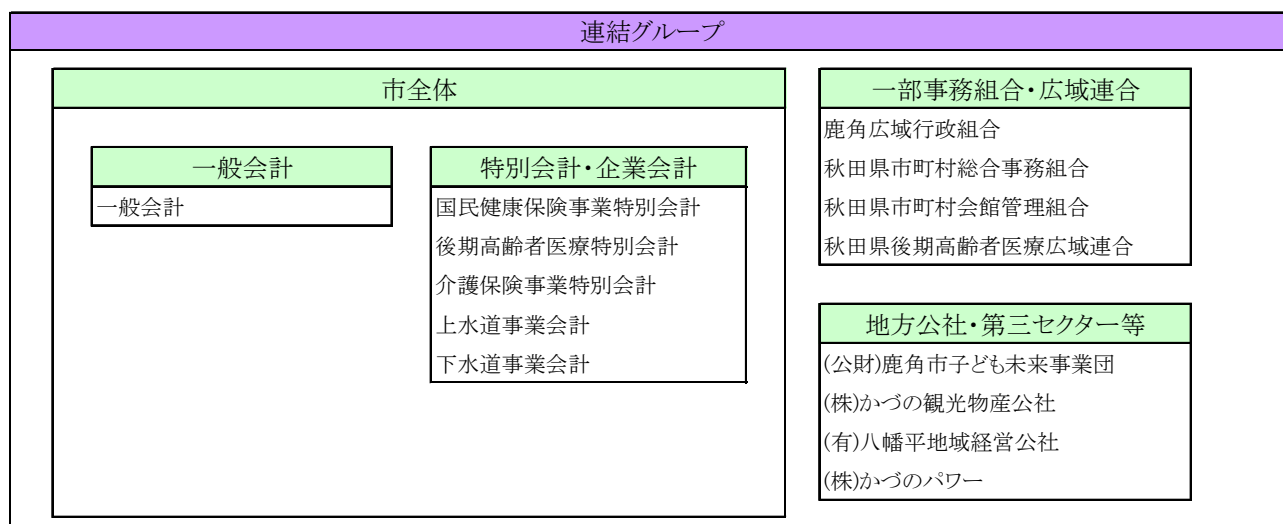
事 項	統一的な基準	総務省改訂モデル
固定資産の価額等の把握方法	固定資産台帳で管理	決算統計の普通建設事業費の累計額
財務書類作成の基となる歳入・歳出金額の把握方法	歳入・歳出執行情報を複式仕訳	決算統計データを読替

3 財務書類4表の関連性

財務書類4表は次表のとおり相互に関連しており、各表に計上している金額はそれぞれ一致します。



4 財務書類の作成対象会計等



貸借対照表（B／S）

貸借対照表の借方は、市がこれまでに形成した資産の額を表しています。貸方は、資産を形成した財源を表しており、負債（今後返さなければならない額）と純資産（返す必要がない額で、企業会計の資本金及び利益剰余金に相当する額）から構成されています。家計に例えると、資産は土地、住宅及び預貯金、負債は住宅ローンや教育ローン、純資産は資産形成のために受けた贈与や自己資金に該当します。

資産には、民間企業と同様に現金化が可能な資産のほか、行政サービスを提供するためのインフラ資産等公会計特有の資産を含みます。

一般会計での資産合計は、663億9千万円となっており、内訳は、土地・建物や道路等の公共資産が592億8千万円、出資金・貸付金や特定の目的のための基金等の投資等が40億1千万円、財政調整基金や歳計現金等の流動資産が31億円となっています。

負債は、主としてインフラ整備等の財源とした地方債等で、その合計は206億6千万円となり、資産合計の31.1%となっています。

資産から負債を差し引いた純資産は、総額で457億3千万円となっています。

（単位：百万円）

借 方		貸 方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1 固定資産	63,295	1 固定負債	18,611
(1) 事業用資産	39,113	(1) 地方債	17,111
(2) インフラ資産	19,848	(2) 退職手当引当金等	1,500
(3) 物品	285		
(4) 無形固定資産	34	2 流動負債	2,054
(5) 投資及び出資金等	958	(1) 翌年度償還予定地方債	1,902
(6) 長期延滞債権	231	(2) その他	152
(7) 長期貸付金	126		
(8) 基金(特定目的基金等)	2,700	負債合計	20,665
2 流動資産	3,099	〔純資産の部〕	
(1) 現金預金	481		
(2) 未収金	80		
(3) 短期貸付金	-	純資産合計	45,729
(4) 基金(財政調整基金等)	2,561		
(5) 徴収不能引当金等	△23		
資産合計	66,394	負債・純資産合計	66,394

- ① 事業用資産：公共サービスを提供する資産でインフラ資産以外の資産
（例：庁舎、学校、公営住宅、商工施設）
- ② インフラ資産：道路・橋りょう、河川、公園等の社会基盤となる資産
- ③ 投資及び出資金：債権及び株式並びに財団法人への出捐金等
- ④ 長期延滞債権：市税等の収入未済額のうち1年以上経過したもの
- ⑤ 未収金：市税等の収入未済額のうち、1年以内に発生したもの

⑥ 徴収不能引当金：市税等の収入未済額のうち回収不能見込額

⑦ 退職手当引当金：特別職を含む全職員が年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当見込額

⑧ 地方債：この表では発行額ではなく、未償還額としています。

〔前年度との比較〕

(単位：百万円)

借 方	2年度 A	元年度 B	増減額	貸 方	2年度 A	元年度 B	増減額
《資産の部》				《負債の部》			
1 固定資産	63,295	64,448	△1,153	1 固定負債	18,611	18,639	△28
(1) 事業用資産	39,113	39,324	△211	(1) 地方債	17,111	17,020	91
(2) インフラ資産	19,848	20,545	△697	(2) 退職手当引当金等	1,500	1,619	△119
(3) 物品	285	248	37				
(4) 無形固定資産	34	15	19	2 流動負債	2,054	2,069	△15
(5) 投資及び出資金等	958	939	19	(1) 翌年度償還予定地方債	1,902	1,914	△12
(6) 長期延滞債権	231	275	△44	(2) その他	152	155	△3
(7) 長期貸付金	126	117	9				
(8) 基金(目的)	2,700	2,985	△285	負債合計	20,665	20,708	△43
2 流動資産	3,099	2,929	170				
(1) 現金預金	481	302	179	《純資産の部》			
(2) 未収金	80	56	24				
(3) 短期貸付金	-	-	-	純資産合計	45,729	46,669	△940
(4) 基金(財調)	2,561	2,589	△28				
(5) 徴収不能引当金等	△23	△18	△5				
資産合計	66,394	67,377	△983	負債・純資産合計	66,394	67,377	△983

行政コスト計算書（P／L）

行政コスト計算書は、一会計期間内において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料、負担金などの収益（経常的な収益）を対比させた表となります。これによる差額が、税収等で賄うべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））になります。

この計算書は、企業会計の損益計算書に対応したものととなりますが、損益計算書は、収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は、費用から収益を対比して純経常行政コスト（税収等で賄うべきコスト）を算出する点で大きく異なります。これは、企業のように営利目的ではないことに対応したものであるということです。

行政活動は、貸借対照表に計上される資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービス等の資産形成に結びつかない行政サービスが大きな比重を占めています。このようなコストを行政目的別に4つの性質に区分して計上しています。

一般会計での経常費用は202億1千万円で、経常収益は8億4千万円となり、経常費用から経常収益を差し引いた結果、純経常行政コストは、193億7千万円となっています。市民1人当たり（令和3年1月1日住基人口29,858人）では、純経常行政コストは約65万円となっています。

（単位：百万円）

科目名	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B
〔経常費用〕	20,209	16,514	3,695
1 業務費用	9,630	8,948	682
(1)人件費	1,926	1,680	246
職員給与費等	2,044	1,821	223
賞与引当金繰入	1	5	△4
退職手当引当金繰入	△119	△146	27
(2)物件費等	7,541	7,087	454
物件費等	4,235	4,050	185
維持補修費	650	311	339
減価償却費	2,656	2,726	△70
(3)その他業務費用	163	181	△18
2 移転費用	10,579	7,566	3,013
補助金等	7,174	3,615	3,559
社会保障給付	2,195	2,281	△86
他会計等への支出額	1,210	1,670	△460
〔経常収益〕	841	540	301
使用料・手数料	130	161	△31
その他	711	378	333
純経常行政コスト(経常費用 - 経常収益)	19,368	15,975	3,393
〔臨時損失〕	22	73	△51
〔臨時利益〕	35	16	19
純行政コスト	19,355	16,032	3,323

- ① 退職手当引当金繰入：将来の退職手当のうち当期に発生した分
- ② 物件費：消耗品費、光熱水費、業務委託料など
- ③ 減価償却費：有形固定資産や無形固定資産について、使用期間中、毎年度経済的価値の減少があるものとみなし、費用計上するもの
- ④ 他会計への繰出金：特別会計等他会計への財政支出
- ⑤ 社会保障給付：医療、子育て、障害、生活保護費などの扶助費

純資産変動計算書（NW）

純資産変動計算書は、期首の資産残高から期末の資産残高の動きを表す計算書となっています。

会計年度中に、純資産がどのように変動したか、資産がどのような財源で形成されたか、また、純経常行政コストが受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているか把握することができます。市税や地方交付税などの一般財源、国・県支出金などの特定財源が純資産の増加原因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因となります。

この計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応したものとなりますが、株主資本等変動計算書では、資本取引（資本剰余金）や損益取引（利益剰余金）の区分が重視されるのに対し、純資産変動計算書は、純資産の財源の充当先の区分が重視されています。

一般会計の期首純資産残高 4 6 6 億 7 千万円に対し、期末純資産残高 4 5 7 億 3 千万円となっており、当期中に 9 億 4 千万円の純資産が減少しました。

（単位：百万円）

科目名	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B
期首（前年度末）純資産残高	46,669	47,220	△551
純行政コスト（△）	△19,355	△16,032	△3,323
財源	19,091	15,173	3,918
税収等	12,017	11,727	290
国県等補助金	7,074	3,446	3,628
資産評価替・無償受入	△676	307	△983
期末（本年度末）純資産残高	45,729	46,669	△940

- ① 財源：市税、地方交付税等の税収等や国県補助金など行政コスト計算書に計上されない財源を表しています。
- ② 資産評価差額：有価証券の評価差額など
- ③ 無償所管換等：無償で譲渡または取得した固定資産価額、その他年度途中に判明した固定資産価額など

資金収支計算書（C／F）

資金収支計算書は、別名「キャッシュフロー計算書」とも呼ばれ、年度内における現金収支の状態を明らかにする目的で作成する計算書で、歳計現金の収支を性質の異なる３区分に分けて表示しています。

財務書類４表のうち、唯一、現金主義対応となった表になります。

業務活動収支は、経常的な行政活動による資金収支を表しており、人件費、物件費等の支出と使用料・手数料や地方税、地方交付税等の収入が含まれます。投資活動収支は、公共施設等整備に伴う資本的支出、貸付金の貸付、回収等の収支を表しています。財務活動収支は、地方債の発行・償還等の収支を表しています。

業務活動収支は１７億５千万円のプラス、投資活動収支は１６億５千万円のマイナス、財務活動収支は８千万円のプラスとなり、結果として２年度の資金収支額は１億８千万円のプラスとなりました。

本年度末資金残高は４億７千万円となり、元年度末と比較して１億８千万円増加しています。

※「本年度末資金残高」は一般会計の歳計現金を対象としており、「本年度末現金預金残高」は歳計現金に歳計外現金を加えた額で、この額が貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

（単位：百万円）

科目名	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B
１ 業務活動収支	1,752	1,046	706
支 出	17,710	13,992	3,718
収 入	19,462	15,038	4,424
２ 投資活動収支	△1,647	△867	△780
支 出	3,197	2,489	708
収 入	1,550	1,623	△73
３ 財務活動収支	79	△253	332
支 出	1,913	1,864	49
収 入	1,992	1,610	382
本年度資金収支額	184	△74	-
前年度末資金残高	285	359	-
本年度末資金残高	469	285	-
本年度末歳計外現金残高	12	17	△5
本年度末現金預金残高	481	302	179

- ① 業務活動収支：行政サービスを行う中で毎年度継続的に収入支出されるもの
- ② 投資活動収支：学校、公園、道路・橋りょうなどの資産形成や貸付金の貸付、回収、基金への積立て・取崩しなどに伴う収支
- ③ 財務活動収支：市債借入や返済（元金償還）に係る資金の収支

【参考資料】

一般会計に係る指標について

令和2年度 (A) 令和元年度 (B) 増減 (A)-(B)

①市民一人当たり資産額(万円)

資産合計(万円)
人口 (R3・R2/1/1住民基本台帳)
市民一人当たり資産額(万円)

6,639,356	6,737,678	△ 98,322
29,858	30,492	△ 634
222.4	221.0	1.4

②歳入額対資産比率(年)

資産合計(百万円)
歳入総額(百万円)
歳入額対資産比率(年)

66,394	67,377	△ 983
23,289	18,631	4,658
2.9	3.6	△ 0.7

③有形固定資産減価償却率(%)

減価償却費累計額(百万円)
分母(百万円)
有形固定資産減価償却率(%)

81,583	78,364	3,219
127,457	124,488	2,969
64.0	62.9	1.1

※分母＝有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

④純資産比率(%)

純資産(百万円)
資産合計(百万円)
純資産比率(%)

45,729	46,669	△ 940
66,394	67,377	△ 983
68.9	69.3	△ 0.4

⑤将来世代負担比率(%)

地方債残高(特例地方債を除く)(百万円)
有形・無形固定資産合計(百万円)
将来世代負担比率(%)

12,700	12,500	200
59,280	60,132	△ 852
21.4	20.8	0.6

⑥市民一人当たり行政コスト(万円)

純行政コスト(万円)
人口 (R3・R2/1/1住民基本台帳)
市民一人当たり行政コスト(万円)

1,935,526	1,603,181	332,345
29,858	30,492	△ 634
64.8	52.6	12.2

⑦市民一人当たり負債額(万円)

負債合計(万円)
人口 (R3・R2/1/1住民基本台帳)
市民一人当たり負債額(万円)

2,066,441	2,070,819	△ 4,378
29,858	30,492	△ 634
69.2	67.9	1.3

⑧基礎的財政収支

業務活動収支(支払利息支出を除く)(百万円)
投資活動収支(基金を除く)(百万円)
基礎的財政収支(百万円)

1,817	1,127	690
△1,960	△1,034	△ 926
△ 143	93	△ 236

⑨受益者負担比率(%)

経常収益(百万円)
経常費用(百万円)
受益者負担比率(%)

841	540	301
20,209	16,514	3,695
4.2	3.3	0.9

注 記

I. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（事業用、インフラ、物品）・・・・・・・・定額法
- ② 無形固定資産・・・・・・・・定額法
（ソフトウェアについては、見込利用期間に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- ④ 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

Ⅱ. その他

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ①地方自治法第 235 条の 5 に基づき一般会計等においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ②千円単位を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

※不明な点や詳細確認については、下記までご連絡ください。

鹿角市役所

総務部財政課財政班 0186-30-0209 (直通)